

# 弁証法的矛盾のカテゴリー

牧　野　廣　義

## はじめに

1. 毛沢東「矛盾論」について
2. ソヴェトの『哲学教程』の矛盾論
3. G. シュティーラー『弁証法的矛盾』について
4. 松村一人民と見田石介氏の矛盾論

## はじめに

弁証法において「矛盾」はその中核的なカテゴリーである。にもかかわらず、今日においても、弁証法的矛盾の論理構造を明確に把握するうえで、いくつかの問題点が残されている。

私はその主な問題点は次の4点にあると考える。

第一は、同一、区別、差異、対立等のカテゴリーとの関係で、とりわけ「対立」との区別と関連において、「矛盾」のカテゴリーの独自の構造をとらえることである。

第二は、弁証法的矛盾のカテゴリーの構造と機能とを明確にすることによって、それが、なぜたんなる「対立」や「抗争」や「闘争」などではなく、まさに「矛盾」なのか、また「矛盾」と呼ばれなければならないのかを、明瞭に示すことである。

第三は、弁証法的矛盾と論理的矛盾とを明確に区別することである。すなわち、実在における現実的矛盾は、形式論理学の矛盾律が排除する論理的矛盾ではないことを明確にすることである。

第四は、現実世界における多様な矛盾の重層的な構造を把握するためにも、とりわけ内的矛盾と外的矛盾、根本矛盾と主要矛盾等についての機械的理解や概念の曖昧さを克服し、矛盾についての真に弁証法的な理解を確立することである。

以上のような問題点を解明してゆく上で、小論ではまず毛沢東「矛盾論」（1952年）とソヴェトの『哲学教程』（1958年）における矛盾論を取り上げ、次に、今日においても矛盾論に関する重要な著作であるといえる G. シュティーラー『弁証法的矛盾』（1966年）を検討し、最後に、わが国において矛盾論を論じてきた代表的論者である松村一人氏と見田石介氏の議論を検討したいと思う。

なお、弁証法的矛盾をめぐる問題は多岐にわたるが、小論ではその基本的な論理構造の把握に焦点を絞って、上の第一、第二、第四の問題を中心に論じたいと思う。

## 1. 毛沢東「矛盾論」について

まず、1950年代の弁証法的矛盾をめぐる理論状況と、そこにおける問題点を確認する意味で、毛沢東「矛盾論」<sup>(1)</sup>（1952年）をとりあげたい。

### （1）毛沢東「矛盾論」の性格

毛沢東「矛盾論」「実践論」は、今日では、毛沢東個人の業績というよりも、1930年代のソヴェトの哲学教科書、とりわけシロコフ・アイゼンベルグほか著『弁証法的唯物論教程』（1931年）に多くを依拠していること、またミーチン監修・コムアカデミア哲学研究所共同著作『弁証法的唯物論』（1933年）等を含む当時のソヴェトの哲学教科書からの簡約な要約というべき、艾思奇「研究提綱」ともきわめて類似した論点を提出していることなどが、広く知られている。<sup>(2)</sup>したがって、毛沢東「矛盾論」は、1930年代におけるソヴェトと中国の国際的な研究水準の上で、中国革命を現実的基盤としながら、毛沢東個人の思想も加えて成立したものとして理解できる。したがって、以下で毛沢東「矛盾論」を問題にするとき、このような成立事情をふまえて考えたいと思う。

毛沢東「矛盾論」は、事物の矛盾の法則、すなわち対立物の統一の法則は、唯物弁証法のもっとも根本的な法則である、という位置づけを与え、形而上学的世界観と弁証法的世界観との対立の中での矛盾の意義、矛盾の普遍性と特殊性、主要な矛盾と矛盾の主要な側面、矛盾の諸側面の同一性と闘争性、および

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

矛盾における敵対的地位、等を論じている。なかでも矛盾の特殊性の解明に力点がおかれて、物質の運動諸形態の中での矛盾の特殊性、それぞれの運動形態の発展過程における特殊な諸矛盾とそれら相互の関係、および発展過程の中の各段階における矛盾の特殊性とそこにおける主要な矛盾の把握などが論じられている。そして全体として、具体例も多く平明な叙述になっている。

これらのことが、この著作をして少なくとも1960年代まではマルクス主義哲学の重要な文献として広範な影響をもつものにしてきたといえる。しかしながら、中ソ論争や中国での「文化大革命」とその後の混乱などを現実的な背景として、すでに60年代には毛沢東「矛盾論」に対してもさまざまな批判が加えられ、また弁証法的矛盾についての国際的な理論的研究の前進もあり、「矛盾論」の問題点はさまざまな仕方で明らかにされている。<sup>(3)</sup>

そして今日からみて、弁証法的矛盾の論理構造の解明という論点に限っても、いくつかの問題点が含まれているといえる。以下ではその叙述の順序に従って、主な問題点を取りあげたいと思う。

### （2）「内的矛盾」をめぐる問題

毛沢東「矛盾論」の第一章「二つの世界観」では次のような議論がされている。すなわちまず、「形而上学的な世界観とは反対に、唯物弁証法的な世界観は、事物の発展を、事物の内部から、およびある事物の他の事物にたいする関係から、研究するように主張する」（35頁）とされ、そして内部原因と外部原因との関係について、「唯物弁証法は、外部の原因は変化の条件であり、内部の原因は変化の根拠であって、外部の原因は内部の原因を通じて作用する」（37頁）とされる。そしてこのことを説明する事例の中で、たとえば次のような叙述が見られる。

「二つの軍隊がたたかえば、一方が勝ち他方が負けるが、勝つも負けるも、内部の原因によるのである。一方が勝つのは、その軍が強いか、あるいはその指揮に誤りがないからであり、他方が負けるのは、その軍が弱いか、あるいはその指揮に誤りがあるからである」（37～38頁）。「1927年に、中国の大ブルジョア階級がプロレタリアートをうち敗ったのは、かれらが中国のプロレタリア

階級の内部（中国共産党の内部）の日和見主義を通じて影響をおよぼしたからである」（38頁）。

これらの事例を見ると、内部一外部がきわめて機械的にとらえられており、また「外部の原因は内部の原因を通じて作用する」という命題が、外部原因と内部原因との相互作用というよりも、内的原因の決定的主導性という意味で理解されて、そのために外部原因をも事実上、内部原因に還元する議論になっている。しかしながら、戦争や階級間の闘争においてあい対立する両軍隊や諸階級は、それ自身が当の現実の内部矛盾をつくっているはずである。またそれらの勝敗は、大きくは歴史の発展段階における当の矛盾の性格によって規定され、直接には戦う両者の相対的な力関係によって決定されるはずである。にもかかわらず、毛沢東の議論では双方の軍隊内部や中国のプロレタリア階級内部や中国共産党内部にその勝敗の原因を求めることになっている。これは外部原因のみを主張した形而上学の裏がえしの一面化であり、「内部矛盾」を絶対化する誤りといわなければならない。

内部矛盾と外部矛盾との関係は、現実の対象の具体的な分析において相対的に決まってくるものであり、また内部矛盾が主要な矛盾となることもあれば、外部矛盾が主要な矛盾となることもあるであろう。実際、毛沢東自身が「主要な矛盾」に関する議論では、「そのとき〔帝国主義による侵略戦争のとき〕には、帝国主義とその国〔中国のような半植民地国〕とのあいだの矛盾が主要な矛盾となり、その国の内部の各階級のあいだの矛盾……は、いずれも一時的に、第二義的で従属性の地位にさがる」（62頁）とも述べているのである。

にもかかわらず、弁証法が一般的に論じられるときには「内部矛盾」が絶対化されて、多様で重層的な諸矛盾が事実上「内部矛盾」に還元されてしまう議論になっているのである。私はこのような議論を「内部矛盾のドグマ」と呼びたいと思う。

### （3）「対立物の同一」と矛盾

次に第二章「矛盾の普遍性」に移ろう。ここで「矛盾の普遍性」ということの意味は、第一に、矛盾はすべての事物の発展過程のうちに存在するということ

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

と、第二に、すべての事物の発展過程のうちには、始めから終りまで矛盾が存在することであるとされる。

第一の意味を説明する例のひとつとして、レーニンの『哲学ノート』から次の断片が何の説明もされずに引用されている。

「数学では——プラスとマイナス、微分と積分。

力学では——作用と反作用。

物理学では——陽電気と陰電気。

化学では——原子の化合と分解。

社会科学では——階級闘争。」(41~42頁)

レーニンのこの言葉は弁証法的矛盾の例としてしばしば引用されるものであるが、これをそのまま何の限定もつけずに矛盾の例として理解することには問題がある。レーニンは「弁証法の内容のこの側面の正しさは、科学の歴史によって検証されなければならない。……対立物の同一は実例の総和と解されて……認識の法則（および客観的世界の法則）とは解されていない」と述べて、先の事例をあげているのである。ところが毛沢東「矛盾論」でのこの事例の扱いは、むしろレーニンが反対した「実例の総和」と解する仕方になってしまっている。

しかもレーニンは「対立物の同一……とは、自然（精神も社会もふくめて）のすべての現象と過程とのうちに、矛盾した、たがいに排除しあう、対立した諸傾向を承認すること（発見すること）である。世界のすべての過程を、その“自己運動”において、その自発的な発展において、その生き生きとした生命において認識する条件は、それらを対立物の統一として認識することである。発展とは対立物の“闘争”である」と続けている。したがって、先の事例も「矛盾した、たがいに排除しあう、対立した諸傾向」としての性質を示す限りにおいて、しかも世界の運動と発展を導く対立物の“闘争”としての性質を示す限りにおいてのみ、弁証法的矛盾の事例として理解すべきであろう。つまり、対立物の統一一般としてではなく、たとえば数学のプラスとマイナスも同一の事物を逆方向に運動させる力の数学的表現であったり、力学の作用と反作用も現実の運動をひき起こす原動力となっている場合のそれであったり、また

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

原子の化合と分解もそれが物質の変化過程における対立物の統一と相互排除の関係におけるもの、等として理解すべきなのである。

毛沢東の議論では、たんなる相互前提関係や相互依存関係としての対立と、現実の運動の原動力としての矛盾との区別がつかなくなってしまうのである。私はこのような議論を「対立のドグマ」と呼びたい。

### （4）「差異とは矛盾である」の問題点

次に、矛盾の普遍性の第二の意味にかかわって、毛沢東は次のように述べている。

「ソヴェトの哲学界でデボーリン学派を批判した論文を見ると、デボーリン学派がつぎのような見解をもっていたことがわかる。かれらは、ある過程がはじまるとすぐ矛盾があらわれるのではなくて、矛盾はその過程がある段階まで発展したときにはじめてあらわれるのだ、と考えている。もしそうだとすると、その時までは、過程の発展は、内部の原因によるのではなくて、外部の原因によるということになる」（42～43頁）。

そして毛沢東は、デボーリン学派がソヴェトの富農と一般農民とのあいだや、フランス革命前の第三身分内部の労働者、農民、ブルジョアジーのあいだにも差異はあったが、矛盾は存在しなかったと考えたことを紹介した上で、次のように論じている。

「かれら〔デボーリン学派〕は、世界におけるあらゆる差異のうちにはすでに矛盾がふくまれており、差異とは矛盾であることを知らないのである」（43頁）。

以上の議論にはいくつかの問題が含まれている。

第一に、富農と一般農民との関係や第三身分内部の諸階級の関係がたんに差異にすぎないのか、それとも頭在はしていないにしてもすでに矛盾なのかという問題に具体的な解答を与えるというよりも、毛沢東は「差異とは矛盾である」という哲学的断定を下しているのである。ここには、哲学的カテゴリーとしての矛盾を、差異や対立と区別して厳密に定式化しようとする姿勢が見られない。ただ、矛盾が世界に普遍的に存在するという世界観的主張のみが前面に

出ているのである。

第二に、ソヴェトのデボーリン批判を紹介した叙述にも問題がある。今日から見て、ソヴェトのデボーリン批判が、1930年代におけるスターリンによる「党内体制の苛酷化」の一環として行われたことは、ここでは間わないにしても、デボーリン学派の主張とされる内容はまったくの誤りであろうか。つまり、事物に含まれる差異や区別や対立がある段階ではじめて矛盾に発展するということは否定されるべきであろうか。

たとえば、次のような事例を考えてみよう。原始共同体における男女の区別や差異はなんら矛盾ではなかった。それがエンゲルスもいうように、私有財産制の成立とともに「女性の世界史的敗北」によって、男性に対して女性が従属性の地位におかれ、男女間に矛盾が発生したこと、あるいは、白人と黒人とのたんなる差異や区別が、新大陸での奴隸制やこれと結びついた奴隸貿易によって、支配一隸属の矛盾関係に進展したこと、などである。ここでは事物AにおけるPとqとの関係（男女や白人と黒人）がたんなる差異や区別から矛盾へと進展し、しかもそれを推進した根拠が事物Aに含まれるxとyとの矛盾にある（私有財産をめぐる対立や植民地支配による資本主義の形成・発展など）という事態がありうるのである。

しかも今日では男女同権や人種間の同権が承認され、これを確立することが課題となっている。そのさい、性的差異や人権的差異などを理由とする、人間への差別から起こる諸矛盾を解決することを考えても、差異と矛盾との概念上の明確な区別は不可欠であろう。

私は、「差異とは矛盾である」というような議論を「差異のドグマ」と呼びたいと思う。

### （5）根本矛盾と主要矛盾について

さらに、毛沢東「矛盾論」の第三章および第四章で論じられる矛盾の特殊性についての議論のうちで、やはり問題になるのは「根本的矛盾」と「主要な矛盾」との区別と関連である。毛沢東「矛盾論」ではこの点はきわめて曖昧である。そこで、松村一人氏は「矛盾論」の岩波文庫版の解説において、次のよう

に説明している。すなわち「根本的矛盾」ないし「基本的矛盾」と「主要な矛盾」は、いずれも「支配的位置を占める矛盾」という同一の内容をもっているが、「根本的矛盾」あるいは「基本的矛盾」は事物の発展の「過程」全体について使われ、「主要な矛盾」はその「過程」の段階について使われる、と。

また、竹内実氏も指摘するように、艾思奇「研究提綱」では「基本矛盾」と「主導的矛盾」という用語によって、次のような明瞭な説明が与えられている。

「基本矛盾と主導的矛盾。ある事物（ある過程）は、異なった多くの矛盾を含むが、しかしこの事物（ある過程）を決定する根本的性質のものは、その基本的矛盾である。……中国の民族民主革命の性質は中国の対内的な反封建と対外的な反帝国主義の矛盾である。

しかし、ある過程の各段階にも質的变化があって、その運動形態は異なるが、〔それは〕各段階の主導的矛盾によって決定される。たとえば、中国の当面の革命は、抗日の形式を採っているが、これは日本に対する矛盾が当面の段階で<sup>(7)</sup>主導的なものとなったからである」。

しかしながら、松村氏や艾思奇の説明でもまだ不十分と思われる点がある。それは、第一に「根本的矛盾」ないし「基本的矛盾」という概念を、当の事物の運動の基本的性格を規定し、他の諸矛盾がそれに基づきそこから派生するような矛盾として、より明確に規定すべきであること。第二に、「主要な矛盾」とは、上のような事物の発展過程全体を貫く「根本的矛盾」に規定されつつも、その過程の特定の段階だけでなく、諸矛盾が構造的な連関をもつ中でのある特定の部門や局面においてもまた前面に現われて、これを規定している矛盾としてとらえるべきこと。そして第三に、各段階や各部門で当面する「主要な矛盾」の解決が、それら全体を規定する「根本的矛盾」の解決にも結びついてゆくことをより明確に示すべきことである。

#### （6）矛盾の同一性をめぐる問題

さらに、毛沢東「矛盾論」第五章では、矛盾の諸側面の同一性と闘争性が論じられる。この中では、とくに矛盾の諸側面の同一性についての議論に問題が含まれている。矛盾の諸側面の同一性とは、それらの統一性、一致性、相互浸

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

透等々と同じ意味であるとされ、これが次のように説明されている。

「一つは、事物の発展の過程のうちにあるそれぞれの矛盾の二つの側面が、それぞれ、自己に対立する側面を自己の存在の前提としており、双方が一つの統一体のうちに共存しているということであり、もう一つは、矛盾する双方が、一定の条件にしたがって、それぞれ、その反対の側面に転化するということである。この二つのことが、同一性とよばれるものである」(70頁)。

つまり、矛盾の諸側面の同一性とは、それらの相互前提関係、および反対物への相互転化として理解されている。しかも後者の反対物の転化の中には、毛沢東によれば、社会革命によって被支配者であったプロレタリア階級が支配階級に転化し、逆に支配者であったブルジョア階級が被支配者に転化することや、土地革命による地主階級と農民との相互転化などが含まれるとされる。しかし、これらの革命を、矛盾の諸側面の同一性の問題として論じることは決して正しくないであろう。そこには次のような問題点が含まれている。

第一に、社会革命は矛盾の諸側面の同一性によってだけでは決して理解できない。それは当然、矛盾の諸側面の「闘争」を中心的な内容とする。社会革命は、対立物の統一と闘争による矛盾の発展とその解決としてこそ理解できるのである。

第二に、「矛盾する双方が、一定の条件にしたがって、それぞれ、その反対の側面に転化する」というのは、本来「対立物の同一性」の範囲内で対立物の役割が交替するなどの相互転化を言っているにすぎない（艾思奇は事実そう理解<sup>(8)</sup>している）。そこではまさに「一定の条件にしたがって」相互転化が起こるにすぎない。ところが毛沢東は、この相互転化の中に社会革命によって生じる矛盾の諸側面の相互転化をも含ませてしまうために、社会革命そのものが、「そのときの具体的条件による」とか「一定の必要な条件がそなわれば」(77頁)生じるものであるというとらえ方になっている。しかし、これでは社会革命も、いわば“条件しだい”的偶然的なできごとに変えられてしまいかねない。少なくとも、社会革命が矛盾の諸側面の同一と闘争との全体を含み、矛盾の発展によって変革の客観的条件と主体的条件そのものが形成されることから生じる必然的な過程である、という視点が大きく後退してしまっていると言わなければ

ればならない。

私は、このように矛盾の解決と結びつく諸条件の形成をあたかも外的なもののようにとらえ、その条件自身の形成の必然性を問わない矛盾の理解を、「条件しだいのドグマ」と呼びたいと思う。

以上、毛沢東「矛盾論」における弁証法的矛盾のカテゴリー理解にかかるいくつかの基本的な問題点をとりあげた。ここには、(イ)事物の内部一外部を機械的に対置して、運動の源泉を事実上「内的矛盾」に還元してしまう「内的矛盾のドグマ」、(ロ)差異や対立と矛盾との厳密な論理構造上の区別を軽視し、矛盾を差異や対立と同様に扱う「差異のドグマ」や「対立のドグマ」、(ハ)さらに矛盾の発展による変革の必然性を明確にせず、たんに「一定の条件にしたがった」ものと見なす「条件しだいのドグマ」など、克服すべき重要な問題点が含まれていたのである。

## 2. ソヴェトの『哲学教程』の矛盾論

次に、ソヴェト科学アカデミー哲学研究所編『マルクス主義哲学の基礎』<sup>(9)</sup>（1958年、邦訳『哲学教程』1959年、以下ではこの邦訳書名を使用する）の第8章「対立物の統一と闘争の法則」をとりあげておきたい（なお、この章の執筆者はM. M. ローゼンターリである。彼には『マルクス主義の弁証法的方法』<sup>(10)</sup>（1951年）や『マルクスの『資本論』における弁証法の諸問題』<sup>(11)</sup>（1955年）などの著作があり、この『哲学教程』における叙述は、彼の矛盾論の要約といってよいであろう）。この著作は、毛沢東「矛盾論」に比べて、当然のことながらより教科書的な叙述スタイルをとり、また「矛盾論」やそれ以前の教科書に比べてより改良されていることも確かである。しかしながら、弁証法的矛盾についての理論内容においては、毛沢東「矛盾論」の問題点が十分克服されたとは言い難いと思われる。ここでは、次の三点の問題をとりあげておきたい。

### （1）「内的矛盾」をめぐる問題

第一は「内的矛盾」の問題である。『哲学教程』では「内的矛盾」が随所で強調されており、「内的矛盾」について次のような定義が与えられている。

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

「内的矛盾とは対象のあい対立する側面がたがいに他を予想しあい、制約しあっており、しかも同時に、たがいに他を否定しあい排除しあっているばかりの、それらの側面の相互関係である」(424頁)。

このような矛盾の定義は、これで十分であるかどうかは別にして、この『哲学教程』では「外的矛盾」としてとらえられている社会と自然との矛盾（たとえば自然環境破壊などの矛盾が生じている局面において）や帝国主義と植民地との矛盾なども含めて、弁証法的矛盾一般に通ずるものであろう。

また「対立物の統一と闘争の法則」が次のように定式化されている。

「対立物の統一と闘争とは、この法則によってすべての事物・現象・過程に、闘争の状態にある内的に矛盾する側面・傾向が、本来ぞくしている、ということを示す法則である。対立物の闘争は、発展への内的な衝動をあたえ、矛盾の増大へとみちびく。この矛盾は、一定の段階で、古いものの消滅と新しいものの出現とによって解決される」(433～434頁)。

ここでも「内的矛盾」「内的衝動」が強調されている。しかし、同時にこの『哲学教程』では、内的矛盾と外的矛盾との区別の相対性が説かれ、「内的矛盾の主要な主導的な役割について……教条主義的に理解してはならない」(443頁)とされている。そして民族解放闘争の例をあげながら、「内的矛盾を決定的な矛盾だとする一般命題にもとづいて、ある具体的な諸条件のもとでは、外的矛盾を主要なものに転化させる可能性を無視するのは、ただしくないであろう」(443～444頁)とされている。だがそうであるならば、内的矛盾と外的矛盾とを対置して、内的矛盾こそが決定的であり主導的であることを一般的原則として主張することにこそ問題があるのではないだろうか。現実の対象の運動を規定している内的矛盾と外的矛盾との相互関係を含めて、諸矛盾の重層的で全体的な構造を把握し、その中の根本矛盾と当面の主要矛盾を確定することこそが主張されなければならないであろう。

以上の点で『哲学教程』においてもまだ「内的矛盾のドグマ」の克服は不十分であるといわなければならない。

## (2) 差異、対立と矛盾

第二に、差異や対立と矛盾との関係についてはどうであろうか。

まず差異と矛盾については次のように述べられている。

「かならずしも、矛盾は、いきなりするどくあらわれるものではない。ふつうには、はじめのうちは、それはたんに差異という性格をもっていて、これが矛盾の最初の形態である。発展の過程で、差異が対立物に転化する。すなわちいっそう発展した矛盾に転化する」(429～430頁)。

これは、むしろ1930年代に反マルクス主義的として批判されたデボーリン学派の主張に近いものであろう。つまり差異から対立、矛盾への現実の転化・発展を承認することによって、デボーリン学派への批判の一面性は事実上撤回されていると言わなければならない。

しかしながら、この『哲学教程』においても、差異は矛盾の最初の形態としてとらえられていて、差異の対立や矛盾への転化とは、すでに差異の中にあった矛盾の顕在化として理解されている。つまり差異を差異としてとらえ、そこからの対立や矛盾への転化とはとらえられていない。また「差異・対立という概念は、同一の事実——現象の内的矛盾性——をいいあらわしている」(431頁)とも述べられ、差異や対立は内的矛盾が差異や対立という形態で現われているにすぎないとされるのである。このように、差異をなんとしても矛盾と結びつけようとする志向が強く見られ、「差異のドグマ」はまだ十分には克服されていないといえるのである。

次に、では対立と矛盾との関係についてはどうであろうか。

『哲学教程』において、矛盾とは「対立物の統一と闘争」であるから、その限りでは、対立物の相互前提関係や相互制約関係としての対立と、矛盾とは一応区別されているといえる。しかしながら、レーニンの『哲学ノート』の中の「数学ではプラスとマイナス……力学では作用と反作用……」という事例が、ここではさまざまな科学が研究する特殊な矛盾として引用されている。しかもここでもそれらに何の限定もつけられず、さらにこれに加えて、「生物学における同化と異化・遺伝と変異、生理学における興奮と制止、認識論および論理

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

学における分析と総合・帰納と演繹・感性的なものと理性的なもの」(446頁)があげられている。

ここでもやはり対立と矛盾とが厳密に区別されず、相互前提関係や相互依存関係にすぎないものまで含めて、すべて矛盾の事例とされている。対立と矛盾とを混同する「対立のドグマ」はそうとう根深いと言わなければならない。

### (3) 弁証法的矛盾と論理的矛盾

第三に、弁証法的矛盾と論理的矛盾との関係の問題がある。

『哲学教程』では、アリストテレスの矛盾律を形式論理学の法則としては「うたがいもなく、ただしいものである」(419頁)として、これを承認している。ところが、アリストテレスの「矛盾した判断がおなじものについて同時に真であることは不可能であるとすれば、反対のものどもが同時におなじものに属しえないということもあきらかである」という命題を、客観的な事物の内的矛盾を否定したものと理解して、これには「同意することはできない」(同上)とされる。つまり、形式論理学の論理法則としての矛盾律は承認するが、存在の法則としての矛盾律には同意できないとされるのである。

また、ヘーゲルが「定有する矛盾」の例としてあげ、エンゲルスやレーニンも論じた運動における矛盾が、内的矛盾の例として次のように述べられている。

「内的矛盾は運動のもっとも単純な姿——空間における物体の位置の変化——の例でみることができる。運動は明瞭な矛盾である。……運動している物体は、おなじ瞬間に、空間の一定の点にあり、しかもすでにそこにはない。すなわち一定の場所にあり他の場所にもある」(424～425頁)。

このように、ここでは運動の矛盾は矛盾律を破る論理的矛盾として理解されている。この問題にかんしては、私は別の論文<sup>(12)</sup>で、運動が「ありかつない」と表現される場合にも、それはなんら論理的矛盾を犯するものではないことをやや詳しく論じたので、ここでは省略したい。しかしともかく『哲学教程』では、弁証法的矛盾は論理的矛盾でありうるという主張がなされていることになる。したがって、形式論理学の矛盾律を承認するとはいっても、それには制限

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

が加えられて、弁証法的矛盾の把握においては矛盾律は成り立たないとされるのである。

だが弁証法的矛盾の論理構造の明確化によって、このような主張は克服されなければならない。私はこのような主張を「論理的矛盾のドグマ」と呼びたいと思う。

ソヴェトの『哲学教程』（1958年）には以上のような問題点が残されていたといえる。

### 3. G. シュティーラー『弁証法的矛盾』について

G. シュティーラー『弁証法的矛盾——諸形態と諸機能』（初版1966年、第二版<sup>(13)</sup>1967年）は、その表題が示すとおり、弁証法的矛盾の諸形態と諸機能を体系的に叙述した本格的な研究書である。本書はシュティーラー自身の前著『ヘーゲルとマルクス主義の矛盾論』（1960年）や、同時期のソヴェトのГ. С. バチシチエフ『弁証法的論理学のカテゴリーとしての矛盾』<sup>(14)</sup>（1963年）等に比べても、より包括的であり、理論水準の高いものと評価することができるであろう。

シュティーラーは本書において、対立が矛盾を構成する要素であるととらえて、まず対立の本質と対立物の転化を論じ、次に弁証法的矛盾について、矛盾と対立、敵対、発展段階としての矛盾、衝突としての矛盾、不一致としての矛盾、不均衡としての矛盾、というその諸形態を論じている。さらに社会主義における諸矛盾、平衡と矛盾、矛盾と推進力、社会的諸矛盾を解決する方法論、矛盾と認識、が論じられている。このように本書は、弁証法的矛盾についての体系的な研究という点でも、またその叙述の中でマルクスの初期から『資本論』にいたる矛盾論などもかなりの程度ふまえたものという点でも、高く評価できるものである。

しかし、にもかかわらず、私がこれまで毛沢東「矛盾論」やソヴェトの『哲学教程』における矛盾論について論じてきた問題点をすべて解決しているかというと、やはり不十分な点や疑問に思われる点も残されている。それは一言でいえば、弁証法的矛盾の諸形態や諸機能について実に豊富で詳細な叙述が行わ

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

れているにもかかわらず、そもそも弁証法的矛盾とは何かという、矛盾の論理構造の把握において曖昧さが残されているということである。以下ではこのような問題点に限ってとりあげたいと思う。

### （1） シュティーラーの対立と矛盾の把握

まず第一に、シュティーラーにおいて対立と矛盾との関係がどのようにとらえられ、また矛盾が対立とどのように区別されているのかについて見ておきたい。

シュティーラーによれば、対立は矛盾よりも「より普遍的な、より包括的な存在規定性」をもつものであるが、対立は矛盾を構成する要素であるから、対立物の相互制約と相互排除、対立物の転化等についての研究は、「弁証法的矛盾の最初の本質的規定」（15頁）を示すものとされる。

そこで、矛盾においてまず問題になるのは、「もうもろの事物および現象が対立物の内的な統一の形をとっているということ、それらが反対しあう側面、契機、傾向を提示するということ」（83頁）であるとされる。その意味で、シュティーラーは、マルクスが資本主義的生産様式の「矛盾的・対立的本性」等を語る場合や、商品の「内在的対立」をまた「内在的矛盾」とも呼んだ場合は、対立と矛盾とが「同意義語」（同上）として使われているとか、「同一視されている」（96頁）と言う。また、エンゲルスも『反デューリング論』で「対立——ある事物が対立にとりつかれているとすれば、それはそれ自身と矛盾しているのであり、その事物の思想的表現も同様である」として、対立の内的関係と矛盾との同一性を強調したとか、さらにレーニンも『哲学ノート』で、もうもろの現象のうちに対立的な諸力や諸傾向が現存していることが弁証法的矛盾の本質的特徴であると規定した（83頁参照）とされる。（なお、このレーニンの『哲学ノート』の解釈は、毛沢東「矛盾論」でもソヴェト『哲学教程』でも引用されていた「対立物の同一」の事例にもとづくものと思われる。）

しかし同時に、シュティーラーはマルクスが『経済学・哲学草稿』で、対立と矛盾とを区別して、矛盾を「内的緊張の強い、エネルギーッシュな、能動的な関係としてとらえた」（84頁）としてこれに注目する。そして、矛盾の場合に

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

は「一つのエネルギーが、解消へ駆りたてる関係」であるというマルクス自身のことばも引用されている。しかし「この定義に従って、各々の対立関係が矛盾をなすということではない」（同上）として、シュティーラーは矛盾について次のように規定している。すなわち、「もろもろの現象のうちの二つの対立的側面や過程は、それらが交互的刺激という一つの能動的関係のうちに入るときはじめて、矛盾となる」（同上）と。

つまりシュティーラーによれば、対立と矛盾との論理構造は、対立物の内的統一（この中には対立物の相互制約や相互排除も含まれる）としては同一であるが、しかし矛盾は、対立物の能動的な交互作用という点で、対立と区別される、というのである。しかし、対立と矛盾との関係についての以上のような考え方にはたして正しいであろうか。

#### （2）マルクス『資本論』における対立と矛盾

まず、マルクスにおいて対立と矛盾とが本当に同一視されたり、同意義語として使われているのであろうか。このことから検討しよう。

シュティーラーが、マルクスは「内在的対立」を「内在的矛盾」とも呼んだというのは、『資本論』第一巻第一篇第三章「貨幣または商品流通」における次の個所である。

「商品に内在する対立(der der Ware immanente Gegensatz)、すなわち使用価値と価値、私的労働が同時に直接に社会的労働として現われなければならないという対立、特殊な具体的労働が同時にただ抽象的一般的労働としてのみ認められるという対立、物件の人格化と人格の物件化という対立——この内在的矛盾 (dieser immanente Widerspruch) は、商品変態の諸対立においてその発展した運動形態を受け取るのである。それゆえ、これらの運動形態は、<sup>(16)</sup>恐慌の可能性を、しかしだだけを、含んでいるのである」。

マルクスはここで、使用価値と価値、私的労働と社会的労働、特殊な具体的労働と抽象的一般的労働、物件の人格化と人格の物件化という商品に内在する対立が、商品の交換過程において貨幣を生み出す内在的矛盾として働き、そこから商品の使用価値と価値という内的対立が商品と貨幣という外的対立として

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

現われたこと、そこからまた商品の流通過程において、商品(W)－貨幣(G)と貨幣(G)－商品(W)という商品変態の対立が生じ、しかもこの売り(W-G)と買い(G-W)との対立は、その内的統一が分裂させられ外的な独立化へと進行するという内在的な矛盾を含み、これが商品変態の運動の中に恐慌の可能性を含むものとしていること、を述べているのである。このようにマルクスは、対立と矛盾とを決して同一視しているのではない。相互に前提しあい相互に制約しあう対立物が同時に相互に排除しあうことによって、その運動過程の進行や発展を不可能にする障害をつくり出す。これがその運動過程の内在的な矛盾となって、その障害を克服するより発展した運動形態をつくりだす推進力となったり、あるいはその障害を一举に暴力的に破壊する原動力になるとされるのである。

また、マルクスが資本主義的生産様式の「矛盾的・対立的本性」を語る場合、それは資本主義的生産様式が「労働者の生命や健康の浪費を、彼の生存条件そのものを圧し下げ、不変資本充用上の節約のうちに数え、したがって利潤率を高くするための手段のうちに数える<sup>(17)</sup>」ということである。ここでは資本主義生産様式に含まれる不変資本としての生産手段と生きた労働力との対立が、同時に「不変資本充用上の節約」において、生きた労働力を犠牲にする矛盾となっていることが論じられているのである。

さらに、マルクスが次のように「矛盾と対立」という場合も決して同義語ではない。「このような危機の瞬間が到来したということがわかるのは、一方の分配関係、したがってまたそれに対応する生産関係の特定の歴史的な姿と、他方の生産諸力、その諸能因の生産能力および発展とのあいだの矛盾と対立とが、広さと深さとを増したときである<sup>(18)</sup>」。ここでは特定の歴史的な生産関係と生産諸力との対立は、労働過程のある特定の歴史的形態の危機をもたらす矛盾となっていることが論じられている。すなわち、このような矛盾としての対立、ないしたんなる対立にとどまらない矛盾の広さと深さの増大が、社会変革の原動力となるとされているのである。

以上のように、マルクスにおいて、矛盾はたしかに対立と密接な関係をもつ。しかし、それはたんに対立にとどまるものではなく、現実の自己否定的な

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

本性を顕在化させ、また新しい社会諸関係を創出する原動力として把握されているのである。エンゲルやレーニンにおいても、マルクスと同様に、矛盾が事物の運動と発展の原動力としてとらえられていることは明白であろう。

### (3) シュティーラーによる弁証法的矛盾の定式について

次に、シュティーラーによる弁証法的矛盾の定式化について検討しておきたい。

シュティーラーは、先にも見たように、マルクスの『経済学・哲学草稿』における対立と矛盾との区別を重視する。ここでマルクスは次のように述べている。

「しかし、無所有と所有との対立は、それが労働と資本との対立として概念的に把握されないかぎり、まだ無差別な対立、その活動的な関係、内面的な相関関係においてとらえられていない対立、まだ矛盾としてとらえられていない対立である。……しかし所有の排除としての私有財産の主体的本質である労働と、労働の排除としての客体的労働である資本とは、その発展した矛盾関係としての私有財産、したがって解消へとかりたてるエネルギー<sup>(18)</sup>な関係としての私有財産である」。

マルクスはここでは、矛盾を対立から区別して、第一に、「活動的な関係、内面的な相関関係」としてとらえ、第二に「解消へとかりたてるエネルギーな関係」としてとらえている。ところが、シュティーラーは先に見たように、あくまでも第一の点において矛盾をとらえている。そして、第二の点をも含めて矛盾を定義したF. F. ヴィヤッケレフに、次のように反論している。

「ソヴェトの学者F. F. ヴィヤッケレフは、『経済学・哲学草稿』の中のマルクスの論述の意味における弁証法的矛盾を、対立した諸側面の能動的交互的な影響力によって、それ自身の自己否定へとかりたてる対立物のダイナミックな関係と定義した。この定義が念頭においているのは、"本来的な" 弁証法的矛盾である。だがヴィヤッケレフは、この定義が限定つきでのみ妥当するような弁証法的矛盾の諸タイプがあることを考慮していない。こうした諸タイプのものをいっしょに定義のうちにつかみこむためには、矛盾は一般に、つねに

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

さまざまな仕方で統一と“闘争”とを実現している客観的な対立物の関係として規定されなければならない」（84～85頁）。

こうしてシュティーラーは、弁証法的矛盾を「対立物の統一および交互作用」（111頁）、あるいは「対立物の動的な統一と交互作用」（113頁）として特徴づけている。ここで彼は弁証法的矛盾を、従来のように、対立物の統一と「闘争」とは呼ばない。その理由は、対立物の「闘争」とは対立物の交互作用の特殊な現象形態であり、それは確かに諸階級の闘争には適合するが、しかし、たとえば社会主義における諸矛盾を把握する場合など、「数多くの対立関係に対して不適当である」（同上）と考えられるからである。

では、以上のようなシュティーラーの弁証法的矛盾の定式化をどう評価すべきであろうか。

第一に、「対立物の統一と闘争」という従来の定義の不十分性については、私もシュティーラーに同意したい。「闘争」とは確かに矛盾の一形態にすぎず、弁証法的矛盾を自然・社会・人間についての普遍的な法則として把握しようとする場合、その表現は明らかに不適当である。

第二に、しかし私は、「闘争」にかえて「交互作用」という表現を用いることには反対である。なぜなら交互作用とは、相互浸透や相互依存や相互排除などきわめて多様な作用の形態を含むものであって、必ずしも弁証法的矛盾につながるものではないからである。この点について、シュティーラー自身も「すべての交互作用的連関を弁証法的な矛盾概念のもとに包摂することはできない」（84頁）としている。にもかかわらず、彼は「交互作用の連関は、交互作用している諸現象が、交互作用の連関を越えて、対立しあう過程、傾向という形をとるときはじめて、弁証法的矛盾として規定されうる」（同上）という。つまり彼は、交互作用一般は矛盾ではないが、しかし対立物の交互作用はそれがどういう交互作用であろうと矛盾だというのである。

シュティーラーは弁証法的矛盾をこのように把握することから、たとえば生産力と生産関係との矛盾について、次のような議論を行うことになる。マルクスは『経済学批判』序言において、人間はその生活の社会的生産において、物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係をとり結ぶが、社会の物

質的生産諸力は、その発展のある段階で、既存の生産諸関係と矛盾するようになり、この生産諸関係は、生産諸力の発展諸形態からその桎梏に一変する、と述べている。ところがシュティーラーは、「生産諸力と生産諸関係とは、対立物の統一と交互作用として、つねに一つの矛盾を表現する」（98頁）ととらえる。しかしそうすると、もともと「矛盾」であるものが「矛盾するようになる」という不都合が生じる。そこでシュティーラーは、前者の「矛盾」（Widerspruch）に対して、後者を「抗争するようになる」（in Widerstreit stehen）という表現に変えるべきだと主張している。つまり、マルクスが生産諸力と生産諸関係との統一と交互作用の中で、両者の「対応」や「発展諸形態」と言っているものを、いきなり矛盾だととらえるために、マルクスが「矛盾するようになる」とか「桎梏に一変する」という事態をあらためて「抗争」という概念でとらえ直さなければならなくなるのである。このことは、弁証法的矛盾を「対立物の統一と交互作用」として、広くないしルーズにとらえすぎることからくる不都合な事態の一例であろう。

第三に、シュティーラーは先にも見たように、対立と矛盾との区別を矛盾における対立物の「能動的な交互作用」という点でとらえ、また弁証法的矛盾の定式を「対立物の動的な統一と交互作用」とも表現していた。しかし、この対立物の「能動的」な関係や「動的」な性格は、いったいどこから生じるのであろうか。シュティーラーは、ただ「能動的」とか「動的」を強調するのみで、そのことを弁証法的矛盾の論理構造から解明していない。

しかし、そのことはすでに見たマルクスの矛盾論からも明らかである。すなわち、矛盾を含む事物の中では、対立物が相互に前提しあい相互に制約しあう仕方で統一されているにもかかわらず、同時に相互に排除しあい相互に否定しあうために、そこから対立物の自己否定がおこり、これが事物の運動と発展の原動力となるのである。つまり、対立物の統一と相互排斥から生じる対立物相互の自己否定と、そのような対立物を契機として含む事物それ自身の自己否定性が、シュティーラーのいう「能動的な」関係や「動的」性格の根拠なのであり、このことをぬきにして弁証法的矛盾を規定することはできないのである。

第四に、シュティーラーはヴィヤッケレフの弁証法的矛盾の定義は「本来的

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

な」矛盾の定義であって、矛盾一般の定義にはならないという。しかしこれは、逆にシュティーラーの矛盾の定義が広すぎるためである。つまり、シュティーラーにおいて矛盾は対立物の交互作用的連関とほとんど同一視されているためである。

しかし私は、ヴィヤッケレフの弁証法的矛盾の定義は、『経済学・哲学草稿』の矛盾論のみならず、『資本論』の矛盾論にも妥当する、より適切な定義であると思う。ただそこでは、上の第三の問題点として述べた「能動的交互的な影響力」の論理構造上の根拠がやや不明確であると思われる。

そこで、私なりに弁証法的矛盾の定義を与えるとすれば、次のように規定することができるであろう。すなわち、弁証法的矛盾とは、事物が契機として含む対立物の統一（相互前提・相互制約）と同時に対立物の相互排斥・相互否定によって、対立物の自己否定をもたらし、そのことによって当の事物の現状を自己否定して、より新しい、ないしより高い運動と発展へと導く原動力となるものである。弁証法的矛盾とはこのように対立物の相互前提と相互排斥による自己否定的な構造をもつものであるがゆえに、それはたんなる「対立」でも「抗争」でもなく、まさに「矛盾」と表現されなければならないのである。

なお、シュティーラーの著作には、弁証法的矛盾と論理的矛盾の問題についての解決の仕方や、『資本論』における諸矛盾の理解の仕方、とりわけ、それが認識上の矛盾なのか、実在する事物における現実的矛盾なのかの区別の不明確さなどの問題点も含まれているが、ここでは省略したい。

## 4. 松村一人氏と見田石介氏の矛盾論

小論の最後に、わが国において弁証法的矛盾を論じてきた代表的な論者である松村一人氏と見田石介氏の矛盾論を検討しておきたい。

### （1）松村一人氏の矛盾論

松村一人氏は「現実的矛盾について——唯物弁証法における矛盾の概念」<sup>(21)</sup>（1957年）という論文で、唯物弁証法における矛盾の問題における混乱を克服する上で、論理的矛盾と現実的矛盾とを区別すること、および相関性と現実的

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

矛盾とを区別することの必要性を説いている。まず、松村氏は論理的矛盾から現実的矛盾を区別して、それは「論理的非両立性ではなく、現実的な非両立性であり、現実的抗争である」(260頁)と述べている。その例として、資本主義社会の基本的矛盾は「生産の社会的性質が所有の私的性質を現実に取りのぞく方向に働いており、所有の私的性質は生産の社会的性質の要求を妨げている関係」(258頁)であるととらえられている。

松村氏はこのように、弁証法的矛盾の把握において「現実的抗争」を重視し、これを次のようにも述べている。「すべての事柄の実現の成否は、その実現の方向にはたらく諸条件とその反対の方向にはたらく諸条件との抗争の結果であり、両者の力関係の所産である」(259頁)。

さらに松村氏はこの論文で、カントとヘーゲルについての歴史的考察を行っている。まずカントについては、「負量の概念を哲学に導入する試み」(1763年)の中で論じられた「実在的対立」が取りあげられる。そして、カントが論理的矛盾と区別される「実在的対立」(反対方向の力の対立、欲求と嫌悪、愛と憎しみ、美と醜、名声と非難など)を現実の抗争として解明したことが高く評価されている。しかし同時にカントの制限は「その結果がゼロであるような実在的対立のみを考察し、質的変化、新しいものの発生、発展をもたらすような実在的対立を考察しなかったところにある」(267頁)とされる。

それに対して、ヘーゲルの意義は「なんといっても対立や矛盾を質的変化、発展の動力として理解したところにある」(268頁)とされている。しかしながら、松村氏によればヘーゲルは、上下、左右、親子、等々の相関性一般と現実的対立との混同やすりかえを行ったとして厳しく批判されている。(なお、松村氏のヘーゲル矛盾論批判のこの論点は、見田石介氏のヘーゲル批判とも共通するものであり、この問題は見田石介氏の矛盾論の検討において改めてとりあげたい。)

#### (2) 見田石介氏による松村一人氏批判

以上のような松村一人氏の矛盾論においてなによりも問題になるのは、氏の現実的矛盾の論理構造の把握である。見田石介氏は「現実の矛盾と論理的矛

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

〔<sup>(22)</sup>「盾」〕（1973年）という論文の中で、松村一人氏による論理的矛盾と現実的矛盾の区別を批判するとともに、先に見た松村氏の資本主義の基本的矛盾のとらえ方について次のように批判した。（なお、現実的矛盾と論理的矛盾との関係にかかる論点はここでは省略する。）

「ここ〔松村氏による資本主義の基本的矛盾の理解〕では、生産の社会化すなわち社会的生産力は、一方的にただ所有の私的（資本主義的）な性質を阻害するだけのものとなっており——これではそもそも生産の社会化がどうして資本主義とならんでそこに在るのか、その由来も根拠もわからない——、私的（資本主義的）な所有はただひたすら生産の社会化を妨げるだけのものとなっており——これでは資本主義制度の歴史的な積極的意義は否定され、はじめからただうち倒されねばならぬだけの否定的対象となっている。そしてここではたがいに依存することなく自立的に存立している二つのものがたがいにたたかっているのであるから、この闘争の結末がどちらの勝利をもって終わるのか、資本主義的所有制度が存続するのか滅びるのか、この肝腎のことがすこしも明らかにされていない」（I. 91～92頁）。

ここでは松村氏の資本主義の基本的矛盾のとらえ方に即して、結局、氏の矛盾論そのものが次の二点において批判されているといえる。

第一に、松村氏においては、現実的矛盾は現実的な非両立性であり、現実的な抗争であることが強調される。しかしそのために、弁証法的矛盾は対立物の統一（相互前提や相互依存）をも不可欠の契機としていることが軽視され、したがって、弁証法的矛盾は対立物の両立性と非両立性との矛盾であることが不明確にされているのである。

第二に、松村氏においては、対立物の闘争の結末がいったいどういう方向に進むのかが不明確であり、それは事柄の実現の方向にはたらく諸条件とその反対の方向にはたらく諸条件との「両者の力関係の所産」であるとされるにすぎない。そのため、弁証法的矛盾の発展による現実の生成・発展・死滅の客観的な必然性が明らかにされないのである。<sup>(23)</sup>

以上の見田氏による松村氏の矛盾論への批判は、松村氏の弱点をみごとに突いたものである。この弱点は、松村氏が現実的矛盾の把握にあたって、哲学史

## 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

的には、主にカントの「実在的対立」に依拠し、それに比べてヘーゲルの矛盾論からはその論理構造の把握についてほとんど学ぼうとしていないこととも関係すると思われる。

私は、松村氏に限らず、カントの「実在的対立」のレベルで矛盾をとらえ、現実的な抗争のみを主張する議論を「抗争のドグマ」と呼びたいと思う。

### （3）見田石介氏のヘーゲル矛盾論批判について

他方、見田石介氏は、ヘーゲル論理学やマルクス『資本論』などの研究をとおして、弁証法的矛盾について先のような理論水準の高い議論をしながらも、しかしヘーゲルの矛盾論に対しては松村氏と共通する批判を行っている。見田氏自身の矛盾論の検討に先立って、見田氏のヘーゲル批判を検討しておきたい。

見田氏のヘーゲル弁証法批判の主要論点は、第一にヘーゲルが思考の論理的過程と現実の歴史的過程とを混同したということ、第二にたんなる相関関係としての反省関係と矛盾とを混同したということにある。見田氏の「マルクスの方法のヘーゲル主義化——弁証法的方法の問題——」（1971年）における次の文章は、見田氏のヘーゲル矛盾論批判の特徴をよく示している。

「だがヘーゲルは、これ〔対立物の相互前提の関係〕を矛盾、しかも定立された矛盾だとする。それはどのような理由によってであろうか。かれは、そのことを“自立的な反省規定は、それは他方の規定を含んでおり、そのため自立的であるのと同じ見地で他の規定を排斥するのだから、それは自立性の中で自分自身の自立性を自己から排斥している。……この意味において、この自立的な反省規定は矛盾である”（『大論理学』中、66ページ該当、岩波書店）というふうにのべている。もっとわかりやすく、上と下という反省規定について、“上とは下でないところのものである。上は下ではないと規定されているにすぎないが、しかも下があるかぎりにおいてのみある。そしてまたその逆でもある。すなわち一方の規定の中には、その対立物がふくまれているのである”（同80ページ該当）。つまり右は左でないものとして左なしには考えられないものであり、そういう意味で自分の否定者の左をふくんでいるというのは、すべて思考のうえでの否定や含蓄のことであって、何か現実の事物が現実にそれ自身の否

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

定者をふくみ、一つの矛盾物になっていることとは全く別のことである。しかし思考過程と現実の過程との区別のつかないヘーゲルには、このたんに対立物の切りはなしえない統一をいった反省関係の一種が矛盾にうつるのである」（I.90～61頁、傍点は見田氏）。

見田氏のこの議論にはいくつかの問題点が含まれている。

見田氏が引用したヘーゲルの前半の文章は、ヘーゲル『大論理学』の第二巻「本質論」の第一篇第二章のC「矛盾」の本文からのものであるが、後半のものは「矛盾」の本文の後につけられた「注釈3」からのものである。見田氏はこの両者がまったく同じ論理を述べたものと解釈しているが、しかしこれは正しくないと思われる。

まず本文では、「矛盾」に先立つ「対立」において、すでに対立の次の諸側面が論じられている。すなわち、対立の契機である「肯定的なもの」と「否定的なもの」とは、第一に、一方で各自は他者があるかぎりにおいてあり、他方で他者がないかぎりにおいてあるという相互媒介の側面をもち、第二に、両契機の外的反省による無関心性の側面をもち、第三に、前二者の統一として、両契機は他者を含むと同時に相互に排斥するという関係にある。<sup>(24)</sup> そしてこのような「対立」の三側面に統いて、見田氏が引用した「矛盾」の本文の叙述が続くのである。したがって「矛盾」においては、自立的反省規定は、たんに対立の関係にとどまらず、各々が他者を含むことによって自立的であるとともに、同時に他者を自己から排斥することによって、自己自身の自立性をも排斥してしまうという、まさに矛盾が叙述されていると、理解できるのである。

それに対して「注釈3」では、見田氏が引用した文章の直前で、「運動や衝動、あるいはその種のものにおいては、矛盾はこれらの規定の单一性の中に隠されて表象には見えないが、反対に相関諸規定においては矛盾は直接にその姿を現わす」と述べられている。つまり運動等の单一な規定をもったものとの比較において、相関諸規定では矛盾が直接に現われることが論じられているのである。しかもヘーゲルは、見田氏が解釈したように、上と下などがそのまま矛盾だと言っているわけではない。見田氏が引用した文章のすぐ後で、ヘーゲルは「相互に対立したものは、それらが同一の見地において相互に否定的に関係

し、あるいは相互に止揚しあい、相互に無関心である限りにおいて、矛盾を含んでいる」という明確な限定をつけている。したがって、見田氏が「注釈3」から引用した個所は、本文の「対立」において、各自は他者がある限りにおいてあり、かつ他者がない限りにおいてあるという対立の第一の側面について論じられた叙述に対応するにすぎない。それに対して、こうした対立した諸規定が、相互に否定しあい、相互に止揚しあい、そしてもともと不可分な相関関係が相互に自分には関係ないとして無関心に排斥する限りにおいて、はじめて矛盾の関係となる、というのであり、これは「矛盾」の本文の叙述とも合致しているのである。

さらに付言すれば、ヘーゲルが分析した相関関係は、唯物論的に見ても、決して「思考のうえでの否定や含蓄」ではない。たとえば上と下との相関関係は、確かに見田氏がいうように現実的に否定しあう関係ではないが、しかしヘーゲルが分析したように、上は下がある限りにおいて上であり、しかもそれは下ではない限りにおいて上であるという関係を客観的にもっているのである。この限りにおいて、ヘーゲルはなんら思考過程と現実過程とを混同しているわけではなく、論理的思考によって現実の抽象的構造を分析しているにすぎないのである。

むしろわれわれは、ヘーゲルの「矛盾」についての叙述は、弁証法的矛盾が対立物の相互前提と同時に相互排斥の関係によって、対立物の自己否定と自己止揚をもたらし、矛盾の解消へといたるという矛盾の論理構造を提起したものとしてとらえ、これから積極的に学ぶべきであろう。<sup>(27)</sup>

#### （4）見田石介氏における対立と矛盾

では、見田氏自身はどのような矛盾論を主張しているのであろうか。見田氏は弁証法的矛盾の把握において、とりわけ対立と矛盾との区別の必要を強調してきた。この点は国際的に見ても見田氏の重要な貢献であると思われる。にもかかわらず、見田氏の議論の中には同意しがたい主張も含まれている。<sup>(28)</sup>

ここでは『資本論の方法』（1963年）における抽象的対立と現実的対立（すなわち矛盾）との区別についての議論を検討しておきたい。見田氏は次のよう

に述べている。

「マルクスは『ヘーゲル法哲学批判』のなかで、ヘーゲルが抽象的対立と現実的対立とを混同して、弁証法を調和の理論、現状擁護の理論に変えていることを批判しながら、現実的対立（それはつねに矛盾である）を二つの抽象的対立にたいして区別している」(IV.165～166頁)。

ここで見田氏が取りあげているのは、マルクスの『ヘーゲル国法論批判』の中の次のような叙述である。

「現実的な極どうしは、まさに現実的な極どうしであるがゆえに、相互に媒介されることはできない。……（ところでヘーゲルが推理の抽象的契機である普遍性と個別性とを現実的対立物として取り扱う場合は、それこそ彼の論理の根本的二元論にほかならない。……）

これに對立するようにみえるのは、両極相接すということである。北極と南極とは引き合い、女性と男性もやはり引き合うのであって、両性の極端な差異の合一によってこそはじめて人間ができるのである。

他面また、それぞれの極はその対極である。抽象的唯心論は抽象的唯物論であり、抽象的唯物論は物質の抽象的唯心論である。

第一のことについて言うならば、北極と南極は両者とも極であり、それらの本質は同一のものである。同様に女性と男性は両者とも一つの類、一つの本質、人間的本質である。北と南は一つの本質の対立した規定であり、一つの本質の極度に展開した上での区別である。それらは分化された本質である。……眞の現実的な両極は極と非極、人類と非人類であるだろう。区別はここでは現存在の区別であり、前のところでは本質の、二つの本質の区別である。<sup>(29)</sup>」。

マルクスのこの議論は、すでに松村一人氏もよく引用されるものとして取りあげていたが、これについて見田氏は次のように解釈する。

「いまの場合、両極の一致としての対立の統一は、直接に関係がないから一應、別にすると、矛盾は、極と非極、人間と非人間という二つのちがった本質、ちがった類のあいだの関係であり、これは妥協も調和もありえないものであり、一方、抽象的対立は、一つの本質、一つの類のあいだの最高の区別であり、このあいだには補足、反照の関係だけがある、というのである。これは、

現実的対立としての矛盾と抽象的対立との区別を、根本的に示したものといえよう」(IV.166頁)。

見田氏のこの解釈にはいくつかの問題点がある。

第一に、マルクスの先の文章は、見田氏がいう意味での現実的対立と抽象的対立の区別を論じたものではない。マルクスは、ヘーゲルのいう君主が議会権力や統治権力などに対する極でありながら、またそれらを媒介する中間者となるような「ヤヌスの頭」であることを批判して、現実的極は相互に媒介されることはできないことを論じているのである。その際、北極と南極や女性と男性のように「両極相接す」ものは、一つの類、一つの本質を共有すると同時に、その本質の分化によって二つの本質の区別になっているが、これに対して、眞の現実的な両極とは、極と非極、人類と非人類のように、それは現存在の区別となっている、というのである。つまりマルクスはここでは、相互媒介が可能な両極か、それとも相互媒介の不可能な眞の現実的両極かを問題にしているにすぎないのである。

ところが見田氏は、北極と南極や女性と男性のような両極を「抽象的対立」と呼び、これを相関関係ないし反照関係と理解する。これに対して、極と非極や人類と非人類のような両極を「現実的対立」と呼んで、しかもこれを弁証法的矛盾を論じたものと解釈するのである。そしてここに、たんなる相関関係としての「抽象的対立」と、矛盾としての「現実的対立」との区別を読みこむのである。しかしこれは先のマルクスの文章の理解としては、かなり無理な解釈と言わなければならない。

第二に、マルクスは「両極相接す」ものは一つの類、一つの本質を共有し、しかもその本質の分化によって「二つの本質(Wesen)の区別」になっているが、眞の現実的な両極は「現存在(Existenz)の区別」であるという。ところが見田氏は、前者（抽象的対立）は「一つの本質」のあいだの関係であり、後者（現実的対立としての矛盾）は「二つのちがった本質」のあいだの区別だとしているのである。これは明らかに見田氏の誤読であろう。しかもこのことをもとにして、見田氏はしばしば矛盾を「二つの類、二つの本質」のあいだの関係として論じている(IV.170頁など)。しかし、たとえば商品が使用価値と価

値という「二つの本質」をもつだけでは、見田氏自身も強調するように、それはまだ矛盾ではないはずである。こうして「二つの本質」ということがかえって矛盾とは何かをわかりにくくさせていると思われる。

第三に、では見田氏のような解釈によって、極と非極、人類と非人類とを矛盾として考えると、それはどのような議論になるであろうか。見田氏は次のように述べている。

「物の磁性は、磁性として永遠にとどまるのではなく、磁性は非磁性に、非磁性が磁性になる。同じように人間はたんに一面的に人間的なものでなく、動物から進化したものとして、四足的なものをなお多くのこしており、内部にそれら二つのちがった本質のものの闘争のおこなわれているもの、矛盾である。これが眞の磁性であり、生きた人間である」(IV.167頁)。

ここで見田氏が述べている磁性の矛盾や人間の矛盾は、はたして眞に弁証法的な矛盾といえるであろうか。磁性が非磁性になり、非磁性が磁性になるというのは、たんに両者の転化ないし変化をいったものであって、それを引き起こす原動力となる矛盾については、何も語られていない。また、人間における人間的なものと四足的なものという二つのちがった本質の闘争とは、いったい何を意味しているのであろうか。人間的理性と動物的本能との葛藤のようなものが考えられているのであろうか。しかしこれは少なくともマルクスの人間観と大きく異なることは確かであろう。若いマルクスは、「人間の本質は、その現実性においては、社会的諸関係の総体である」(「フォイエルバッハに関するテーゼ」6)とか、「人間とはすなわち人間の世界であり、国家であり、世間である」(「ヘーゲル法哲学批判序説」)などとして、人間の本質を社会諸関係の総体とのかかわりでとらえ、したがって人間をめぐる矛盾も、たとえば「プロレタリアートと私有財産」の矛盾のように、何よりも社会的存在としての人間のあり方に求めていたのである。

見田氏の磁性や人間をめぐる矛盾は、もともとマルクスが相互に媒介しえない現実の極を論じた個所に、現実的対立としての矛盾を読み込もうとしたことから生じた無理な議論であると言わなければならない。それは、見田氏が『資本論』の叙述などを踏まえて展開した、いわば見田氏本来の矛盾論から見ても

異質なものと言わなければならない。

### （5）見田石介氏における矛盾の論理構造

見田氏には、先に紹介した松村氏への鋭い批判にも現われているような、真に弁証法的な矛盾の把握がある。それは、松村氏の「現実的矛盾について」と同年に発表された「対立と矛盾」（1957年）という論文においてすでにうかがうことができる。この論文は、表題のとおり、国際的なマルクス主義文献の中にしばしば見られた対立と矛盾との混同を批判して、対立と矛盾との論理構造を解明したものである。

見田氏は、対立とは区別される矛盾について、次のように述べている。

「具体的事物の具体的統一と運動の全面把握としての矛盾は、やはり対立一般としては、たがいに否定しあうようなものの区別であるが、この否定が現実的な否定であること、そしてこの闘争する二側面が主要な側面と主要でない側面にわかかれていることが、たんなる対立と区別される中心点である」（I.50頁）。

「そこで矛盾の中心をなす闘争とは、対立的二側面が、その対立（もしくは統一）そのものをめぐって、これを維持する力とそれを破壊する力としてたがいに現実的に対立し、当面、前者は主要な側面、後者が主要でない側面をなしているが、必然的にこの関係が逆転するような関係である、ということができるよう」（I.52頁）。

このように見田氏は、弁証法的矛盾を、(イ)対立物として統一されている二側面が現実的な否定、闘争の関係にあること、(ロ)その闘争とは、対立の統一を維持する力とそれを破壊する力との現実的な対立であること、(ハ)そして主要な側面をなしている前者と主要でない側面をなしている後者との関係が必然的に逆転すること、としている。だがここで矛盾を構成する対立物を、統一を維持する力と破壊する力との闘争としてとらえている点は、それに適合する事例はあるとしても、しかし矛盾一般の関係としては狭すぎると思われる。むしろ対立物の相互前提・相互依存関係と同時に相互排斥関係の中で、対立物の自己否定と自己止揚が導かれ、これがその統一を止揚する力となると理解すべきであると思われる。

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

さらに見田氏の次の文章は、矛盾における対立物の統一そのものが現実の統一を破壊するものになるという、まさに弁証法的矛盾の本質をみごとに描いているといえよう。

「ところで矛盾における闘争は、このように現在の統一の破壊に必然的にみちびくような闘争であるが、これが……現実の事物において一般的であることの理由はどこにあるだろうか。それは統一という概念そのもののうちにあるのである。……二つのものは統一されていて、たがいに一方の発展は他方の発展を必然としている。他方の発展なしにはその発展はありえないものである。しかし他方の発展は、その自立性の発展であり、二つのものの不一致と闘争関係の発展にはかならない。だから事物の発展はその否定者をたんに無方向に、偶然的にでなく、傾向的に必然的に発展させるのであって、統一は統一の破壊を傾向的な必然的なものとして内包している」(I.52~53頁)。

このような矛盾の把握は、先に紹介した松村一人氏批判に直接つながるものといえるであろう。あるいはむしろ、見田氏は松村論文が発表された当初からこれへの批判的見解をもっていたことがうかがえるのである。

ところが見田氏は、その松村氏批判において、このように弁証法的にとらえられた現実的矛盾は、同時に論理的矛盾だと主張したのである。松村氏における「抗争のドグマ」の克服が、かえって見田氏においては「論理的矛盾のドグマ」を復活させるものとなってしまったのである。この問題は別の論文で論じたので、ここでは省略したい。しかしどもかく、弁証法的矛盾の概念的把握をいっそう発展させる上で、これまで見てきた「差異のドグマ」や「対立のドグマ」、「内的矛盾のドグマ」や「抗争のドグマ」などとともに「論理的矛盾のドグマ」をも克服することが不可欠であろう。

#### 注

- (1) 邦訳、毛沢東『実践論・矛盾論』松村一人・竹内実訳、岩波文庫、1957年。以下の引用はこの邦訳により、頁数のみを記す。なお、引用文中の〔 〕内はとくに断わらない限り、引用者による補足である。以下、同様。
- (2) 竹内実「毛沢東『矛盾論』の原型について」および資料：艾思奇「研究提綱」、毛沢東「弁証法唯物論」、『思想』1969年第4号、高田求「『毛沢東哲学』の原形について」、芝田進午編著『現代革命とマルクス主義』下、青木書店、1970年、など参

照。

- (3) 60年代前半での毛沢東哲学への理論的批判として、森信成『毛沢東『実践論・矛盾論』批判』日本唯物論研究会編『唯物論研究』第16号、1963年11月、青木書店（森信成『現代唯物論の基本課題』新泉社、1973年、所収）、岩崎允胤「『一分為二』と『合二而一』をめぐる論争——あわせて毛沢東の『矛盾論』について——」日本唯物論研究会編『唯物論研究』第21号、1965年（岩崎允胤『中国の哲学とソヴェトの哲学』啓隆閣、1967年、所収）などがある。
- (4) レーニン『哲学ノート』全集第38巻、326頁。
- (5) 同上、326～327頁。
- (6) R. A. メドヴェーデフ『共産主義とは何か——スターリン主義の起源と帰結』（1972年）石堂清倫訳、三一書房、1973年、231～232頁、など参照。
- (7) 艾思奇、前掲書、90頁、〔 〕内は竹内氏による補足。
- (8) 同上、87～88頁参照。
- (9) 邦訳、ソ連邦科学院哲学研究所『哲学教程』全四冊、森宏一・寺沢恒信訳、合同出版、1959年、以下の引用はこの邦訳第二分冊により、頁数のみを記す。
- (10) 邦訳、M. M. ローゼンターリ『弁証法』ソヴェト研究者協会訳、青木書店、1954年。
- (11) 邦訳、M. M. ローゼンターリ『資本論の弁証法』上下、飯田貫一訳、青木書店、1956年。
- (12) 拙稿、「力学的運動の矛盾をめぐる論争について」弁証法研究会編『現代と唯物論』第7号、1982年11月、文理閣。
- (13) 邦訳、G. シュティーラー『弁証法と矛盾——その諸形態と機能』福田静夫訳、青木書店、1972年、以下の引用ではこの邦訳の頁数のみを示す。ただし、訳語、訳文の一部は原書にもとづいて変更している。
- (14) G. Stiehler, Hegel und Marxismus über den Widerspruch, Dietz Verlag Berlin, 1960.
- (15) 邦訳、G. S. バチシチエフ『矛盾と弁証法』武井勇四郎訳、合同出版、1969年。
- (16) カール・マルクス『資本論』第1巻、全集第23巻 a 150頁。なお訳文は適宜変更している。以下、同様。
- (17) 同上、第3巻、全集第25巻 a、109頁。
- (18) 同上、全集第25巻 b、1129頁。
- (19) 『マルクス=エンゲルス全集』第40巻、454頁。
- (20) 同上、第13巻、9頁参照。
- (21) 『思想』1957年第8号、その後、松村一人『ヘーゲルの論理学』勁草書房、1959年、に収録。以下の引用はこの著書により、その頁数のみを記す。
- (22) 弁証法研究会編『現代と唯物論』創刊号、1973年7月、『見田石介著作集』第1巻、大月書店、1976年、に収録。

### 弁証法的矛盾のカテゴリー（牧野）

- なお、以下で見田石介氏の論文からの引用は、この著作集により、その巻数と頁数のみを示す。
- (23) 島崎隆「カントの『実在的対立』の思想——弁証法的矛盾との関連で——」『一橋論叢』第91巻第2号、1984年、においても松村一人氏の矛盾論に対してほぼ同様の批判がされている。
  - (24) G.W.F.ヘーゲル『大論理学』武市健人訳、岩波書店、57～60頁参照。なお訳文は適宜変更している。以下、同様。
  - (25) 同上、80頁。
  - (26) 同上。
  - (27) ヘーゲルの矛盾論については、拙稿「ヘーゲル論理学における矛盾論」京都大学哲学論叢刊行会編『哲学論叢』第3号、1976年、でヘーゲル論理学の有論、本質論、概念論にわたってやや詳しく論じたことがある。
  - (28) 最近の文献で、たとえば次のものにおいても、対立と矛盾とは厳密に区別されていない。  
J. Zeleny, *Der dialektische Widerspruch*, in : Aspekte der materialistischen Dialektik V., Praha 1989.
  - (29) 『マルクス=エンゲルス全集』第1巻、329頁。
  - (30) 松村一人、前掲書、272～273頁。
  - (31) 拙稿「現実の矛盾と論理的矛盾をめぐる論争についてのノート」弁証法研究会編『現代と唯物論』第4号、1977年6月。

### 付 記

本稿は大阪経済法科大学の1989年度および1990年度研究補助金による研究成果の一部である。

